

仕 様 書

1. 件名 職員検便業務委託（単価契約）

2. 仕様、業務内容

（1）検査内容、対象者、検査回数

No.	項目	検査内容	対象者	見込人数	見込回数	延べ見込回数
1	通常検査 （調理師・水道事業者） ※再検査含む	・腸内細菌 （赤痢菌・サルモネラ菌・腸炎ビブリオ） ・腸管出血性大腸菌 （0-157含む）	小学校調理師	25	24	600
			水道事業者	16	2	32
			計			632
2	通常検査 （調理師） ※再検査含む	・ノロウイルス （リアルタイムPCR法）	小学校調理師	25	2	50
			計			50
3	追加検査 （必要に応じて実施）	・ペロ毒素	小学校調理師	1	3	3
			計			3

・No.1、3の検査に用いる採便容器は、ストレートタイプで採便棒付きのものとする。

（2）検査実施日

	実施日	担当課
小学校調理師分	No.1：毎月第1・3週 No.2：年2回 （秋～冬の期間）	ただし詳細な日程は、担当課と受注者が協議をし、柔軟に対応する。 教育総務課
水道事業者分	No.1：年2回 （4月・10月頃）	上下水道課

（3）検体回収

- ・検体の回収は、各担当課へ収集する方法または、郵送による方法とする。
- ・検査実施日に提出が間に合わない場合についても、発注者と受注者で協議の上、郵送または回収にて対応するものとする。

（4）検査結果報告

- ・検査結果は、個別明細を作成して検査の都度各担当課へ報告すること。
- ・陽性反応を対象者に認めた場合は、直ちに各担当課へ連絡し、再検査に対応すること。また、再検査を行う場合は同単価で実施すること。その委託料については別途支払う。

（5）その他

- ・再検査や緊急的な検査の要請等があった場合、直ちに検体の回収および検査を実施し、最短で検査結果を報告すること。
- ・委託料の請求時期は、担当課と個別に協議するものとする。
- ・人数や回数などは、令和7年度の実績を参考にしており、必ずしも予定回数を保証するものではない。
- ・小学校分の初回については、回収日を、4月2日（木）とする。なお、初回分の採便容器は4月1日（水）までに、各担当課に納品すること。
- ・組織改編により担当課名が変更になる場合もある。